

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年3月11日	株式会社ネクストライン(法人番号3122001005814)代表者 谷 明久	大阪府大東市御領3丁目14番6号	大東	大阪府大東市御領3丁目14番6号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年10月31日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行指示書【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の3第1項～第3項)、(2)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年3月17日	株式会社ロジックワークス(法人番号6120101059265)代表者 谷中 裕和	大阪府貝塚市東山1丁目14番2	本社	大阪府貝塚市三ツ松706-13	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和7年3月21日	株式会社ディーライン(法人番号8011701005758)代表者 関口 重延	東京都江戸川区北葛西5-28-21	兵庫路線	兵庫県加西市玉野町字西山1139-19	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	5	5

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年3月25日	ワイライン株式会社(法人番号8150001019538)代表者 鈴木 洋祐	奈良県大和郡山市代官町2丁目44番地	矢田山	奈良県大和郡山市矢田山町47-16	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月8日及び同年8月29日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	22	9
令和7年3月25日	株式会社伸和社(法人番号3130001003168)代表者 奥園 信茂	京都府京都市山科区小野鐘付田町102-2	本社	京都府京都市山科区小野鐘付田町102-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年1月28日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第52条)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の選任及び解任の虚偽届出【選任(解任)の未届出に係るもの】(安全規則第19条)	0	0